

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン建屋天井クレーン用横行装置ケーブル巻取り機内のケーブル（1本）がガイドローラーに接触し、当該ケーブルの被覆に損傷が認められたため、当該ケーブル巻取り機を点検・修理	D	
2	3号機	タービン建屋天井クレーンの安全ネット用ワイヤ滑車部に損傷が認められたため、当該滑車を交換	D	
3	3号機	中性子計測系起動領域モニタ装置のチャンネル（D）の機能確認において、検出器に性能劣化の可能性が認められたため、当該チャンネルを除外及び対応検討	C	
4	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）の渦流探傷検査において、チューブリーク（1本）が認められたため、当該チューブを交換	D	
5	4号機	主復水器細管洗浄装置（D）のボール回収器バイパス弁のリミットスイッチに接点動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
6	4号機	タービン補機冷却系の系統水（淡水）のサンプリングにおいて、含有塩素濃度の上昇傾向が認められたため、同系熱交換器を点検・修理	D	
7	4号機	海水系配管用硫酸第一鉄注入装置の注入ポンプ入口ストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	D	
8	4号機	廃棄物処理設備用動力電源箱の表示ランプ保護カバーの取外し不可（固着）が認められたため、当該保護カバー取付部を点検・修理	D	
9	5号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置（B）の点検において、冷凍機用送風機（A）及び（B）のVベルト用プーリーに著しい摩耗が認められたため、当該プーリーを交換	D	
10	5号機	水処理設備のNo. 3純水タンク用レベル計の点検作業中、5号機の中央制御室に当該タンクのレベル異常を示す警報が、当直長への事前連絡なしで突然発生したため、対応検討	D	
11	6号機	タービン建屋電気品室換気空調系冷却装置（B）の冷凍機用送風機のVベルト部に異音が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	6号機	廃棄物処理系蒸留水脱塩器廻りの移送用水入口弁または満水用水入口弁、もしくはその両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（2台）を点検・修理	D	
13	6号機	残留熱除去海水系ポンプ駆動用電動機冷却用水配管に設置されているストレーナの点検・清掃において、スクリーン網目部に一部破損（縦：約3.5mm、横：約3.5mm）が認められたため、当該網目部を交換	D	
14	その他	放射線管理区域から作業員が退域しようとした際、警報付き電子式線量計（1台）に動作不良が認められたため、当該線量計を回収・点検及び当該作業員の被ばく線量を評価	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで